

自動車税種別割は 口座振替で



長崎県の自動車税種別割を口座振替で納付することができます。
登録抹消時の還付口座としても利用できます。

- ・自動車税種別割の納期限（毎年5月末日・土日の場合は直後の平日）に引き落とされます。
- ・残高不足等で引き落としができなかった場合、再度の引き落としは行いません。納付書を送付しますので、最寄りの金融機関等で納付願います。
- ・継続検査（車検）事の納税証明書は運輸支局などにおいて、電子化された納税情報により納税確認を行いますので、紙の納税証明書提示が不要となりました。そのため、令和4年度から納税済通知書（車検用納税証明書）の送付を廃止しています。振替日から1週間程度は電子化での確認ができませんので、振替日より前に車検を受けるようにお願いします。
- ・原則として納税義務者ご本人名義の口座に限ります。納税義務があるすべての自動車が口座振替の対象になります。
- ・新しい自動車を購入されても口座振替は引き継がれますが、口座振替申込み時の住所と異なる場合は、継続されない場合があります。
- ・新規の申込みは毎年3月末までです。納税通知書は、5月上旬に送付しますので、口座番号、残高等の確認をお願いします。

口座振替についての問い合わせ先

長崎県総務部 税務課

<https://www.pref.nagasaki.jp/section/zeimu/index.html>
電話 095-895-2212 e-mail s01060@pref.nagasaki.lg.jp

お申込みの方法

- ・振替口座のある金融機関又はゆうちょ銀行（郵便局）の窓口に備付けの用紙に必要事項をご記入のうえ提出してください。
 - ・手続きにあたっては金融機関等への届出印が必要です。また、口座番号、自動車の登録番号（確認のため1台のみ）、納税通知書記載の納税者番号の記載が必要です。
- 口座名義人と納税義務者が異なる場合は、申込みいただいた後に承諾書用紙を送付させていただきますので、必要事項をご記入のうえご返送ください。

自動車税種別割に関する問い合わせ先

長崎振興局税務部 電話 095-820-7133
〒850-0033 長崎市万才町 3-17

県北振興局税務部 電話 0956-23-1386 22-9223
〒857-8502 佐世保市木場田町 3-25

県央振興局税務部 電話 0957-22-1032 22-0508
〒854-0071 諫早市永昌東町9-26 ニューウインドビル2階

県央振興局税務部島原出張所 電話 0957-62-3375
〒855-0043 島原市新田町 347-9

五島振興局税務課 電話 0959-72-1575
〒853-8502 五島市福江町 7-1

壱岐振興局税務課 電話 0920-47-0629
〒811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触 570

対馬振興局税務課 電話 0920-52-6780
〒817-8510 対馬市巖原町国分 1441（対馬市役所2階）